

横須賀市営住宅（あき家）入居者募集のしおり
[令和7年(2025年)11月募集]

目次

ページ

* 申し込みにあたっての注意 1

* 申込書の記入のしかたについて 2～5

* 申込資格について 6～9

* 優遇扱いについて 10～11

* 収入基準 12～13

* 月収額の算出方法 14～23

* 申し込みから入居まで 24～25

* 入居が決まったら 26～27

* 募集住宅位置図 28～29

* 募集する住宅について 30

* 「子育てに適する市営住宅」について 31

* 募集住宅一覧表 32～47

* 申し込む前にもう一度確認してください 48

* 申し込み相談コーナーの開設について 49

- 申し込みは郵送のみの受付です。(令和7年12月1日消印まで有効)
郵送以外での申し込み(持参、メール便等)は一切受付できません。
- 必ず110円切手2枚を同封してください。
(抽選番号、抽選結果を通知するために必要となります。)
- 申し込み時に収入証明書類等はいりません。
(当選された方には後日資格審査に必要な書類をお知らせします。)



申し込みにあたっての注意

* 必ずお読みください *

- 1** 申込書は、1世帯につき1通しか提出できません。
申込者1名につき2通以上の申し込みがあった場合、それらはすべて失格となります(他の申込者の家族になっている場合も失格となります。)
- 2** 申込書の家族欄に名前が書かれていない方は入居できません。
申込後の家族の増減は、出生・死亡以外は認められません。
申込者本人が死亡等により申込資格がなくなった場合は、失格となります。
【注意】申込本人が住宅の名義人となります。2人以上で申し込む場合はご注意ください。
- 3** 単身で申し込む方及び優遇扱いや裁量階層に該当する方は、
申込書の該当欄に○印をつけてください。(7～13ページ参照)
- 4** 申込書、その他の提出書類の内容に虚偽があることが判明した場合は、
当選しても失格となります。
- 5** 申込資格に関する基準日は、令和7年12月1日現在です。
- 6** 婚約中等で申し込みをする方は、当選後の「資格審査」までに結婚等を行うことが条件となります。(24ページ参照)
- 7** 持ち家のある方は申し込みできません。同居しようとする親族に持ち家がある場合も同様です。ただし、持ち家を処分予定の方はご相談ください。(9ページ⑩参照)
- 8** 基準日までに申込本人及び同居しようとする親族が市税(軽自動車税・市民税等及びその延滞金を含む。)の滞納を解消していない場合は、失格となります。
また、過去に市営住宅に入居していた方が、その家賃等を滞納している場合も失格となります。(8ページ⑧参照)
- 9** 申込者及び入居する家族が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する、暴力団員である場合は申し込みできません。
- 10** 公営住宅等に申し込む方は月収額が158,000円(裁量階層※に該当する方は214,000円)を超えると申し込みできません。
改良住宅等に申し込む方は月収額が114,000円(裁量階層※に該当する方は139,000円)を超えると申し込みできません。
月収額は計算した結果です(計算方法は、14～22ページ参照)。

※裁量階層とは、特定年齢世帯や心身障害者世帯等の13ページ記載の区分の世帯が対象となります。